

生産行程管理業務規程

作成日：平成27年6月1日

更新日：令和6年6月24日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒866-0811) 熊本県八代市西片町 1525-1

(クマモトケンヤツシロシニシカタマチ 1525-1)

名称（フリガナ）：八代地域農業協同組合

(ヤツシロチイキノウギョウキョウドウクミアイ)

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 山住 昭二

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-yatsushiro.or.jp/info/index.html>

2 農林水産物等の区分

区分名：第21類 畳表類

区分に属する農林水産物等：いぐさ畳表

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：くまもと県産い草畳表（クマモトケンサンイグサタタミオモテ）、

KUMAMOTO-IGUSA-TATAMI-OMOTE KUMAMOTO-RUSH-MATS

4 明細書の変更

八代地域農業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

熊本県の優良指定品種については、熊本県い業協同組合にて原苗の増殖を行う。

生産者が原苗の更新を行う際は、八代地域農業協同組合を通して、熊本県い業協同組合に各品種の原苗の申し込みを行い、熊本県い業協同組合が、それぞれの生産者へ直接苗の配布を行うことで更新する。なお配布の時期は1月の中旬に行う。

八代地域農業協同組合が年に1回生産状況調査を実施する。生産状況調査は12月から1月にかけて全ての生産者に生産状況調査票を配布し、次年度のいぐさ生産の実態を調査するものである。

八代地域農業協同組合は生産者に対し、調査表に次年度栽培する品種の種類や3年ごとにいぐさの原苗更新がなされているか否か、作付面積・保有機械台数等の調査と共に申告を行わせ、地区毎にその内容をまとめた「生産状況調査総括表」を作成し、それを基に、品種構成の確認や生産者が原苗の更新を行っているか否かを確認する。

(2) 栽培・製織の方法の確認

八代地域農業協同組合は、(1) で生産状況調査を実施する際に管轄地域内の全生産者を対象に作業場の目視確認と栽培及び製織が適正に行われているか聞き取り調査を行い生産の実態を確認する。

「くまもと県産い草畳表」として出荷を行う際は、熊本県い草協同組合の等級検査を行うことを必須とし、その検査時に正しく栽培方法や製織方法が遵守されていないことが疑われる場合にも臨時に、熊本県い草協同組合の職員が八代地域農業協同組合の各担当営農指導員に報告し、八代地域農業協同組合は当該生産者が栽培方法・製織方法等を遵守しているか確認するために現地調査を行う。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「くまもと県産い草畳表」は、等級検査機関である熊本県い草協同組合の等級検査を受検する。

熊本県い草協同組合の職員が品種ごとによる等級認定を行うことで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

＊(2)、(3)の確認において八代地域農業協同組合は熊本県い草協同組合に下記の管理業務を委託することとする。

- ・等級検査時に栽培方法・製織方法が遵守されていない場合における八代地域農業協同組合への報告
- ・等級検査時における出荷規格の遵守確認業務

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

八代地域農業協同組合は、品種及び栽培方法や製織の行程（選別作業や製織に使用している経糸等）が正しく行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにも関わらず、これに従わない場合は、八代地域農業協同組合は、熊本県い草協同組合へ要請し、当該生産者の出荷物の検査時に地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付することをできないものとする。

(2) 出荷規格について

熊本県い草協同組合は、等級検査の認定を受けていない、いぐさ畳表については地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付さない。八代地域農業協同組合の生産者は熊本県い草協同組合により認定を受け、地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付されたもののみに、地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付した状態で出荷を行える。

＊(1)の指導において八代地域農業協同組合は、熊本県い草協同組合に以下の管理業務を委託するものとする。

- ・八代地域農業協同組合より要請があった生産者の地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」の添付作業の中止

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 最終製品の等級検査を熊本県い業協同組合が行い、等級検査の認定を受けたいぐさ畳表のみに地理的表示である、「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付す。
- (2) 熊本県い業協同組合は、「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付す際に、「生産者名」、「所属農協名」、「検査年月日」、「等級」、「検査合格枚数」が記載された記録票に相違が無いかを確認し、保管管理する。
- (3) 熊本県い業協同組合は、いぐさ畳表の検査状況（(2)に記載の記録票）や地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付した実績についての報告書を作成し、年2回八代地域農業協同組合に報告を行う。
- (4) 生産者は、「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付したいぐさ畳表を出荷する場合は、その出荷伝票を5カ年間、保管する。
- (5) 八代地域農業協同組合は、生産者が保管している出荷伝票について、その保管状況などを調査することができ、必要に応じて、その提出を求めることができるものとする。

＊ (1)、(2)、(3) の確認において八代地域農業協同組合は熊本県い業協同組合に下記の管理業務を委託するものとする。

- ・ 等級検査の認定を受けたいぐさ畳表への地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」の添付・発行作業。
- ・ 地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付す時における「生産者名」、「所属農協名」、「検査年月日」、「等級」、「検査合格枚数」が記載された記録票の保管・管理業務。
- ・ 年2回のいぐさ畳表の検査状況や地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」に関する情報の報告。

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 八代地域農業協同組合は、熊本県い業協同組合より7(3)において、報告された内容について確認検査する。八代地域農業協同組合は、品種及び栽培方法や製織の行程並びに出荷規格のいずれも満たしていないにも関わらず、地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付した疑いが生じた場合は、熊本県い業協同組合に対して現地調査等を実施し、必要に応じて指導及び改善要求を行う。
- (2) 八代地域農業協同組合は、生産者が保管している出荷伝票の内容に品種及び栽培方法や製織の行程並びに出荷規格のいずれも満たしていないにも関わらず、地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付した疑いが生じた場合は現地調査等を実施し、必要に応じて指導及び改善要求を行う。

9 実績報告書の作成等

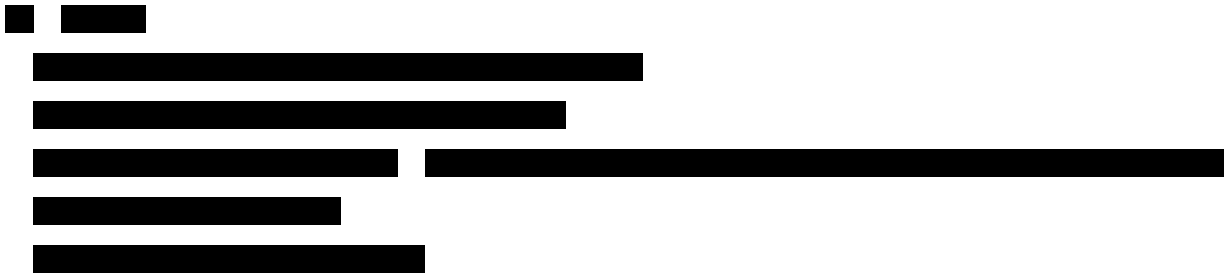
八代地域農業協同組合は、7月1日から翌年6月30日までを一年度として、年度終了後1カ月以内に以下の書類を作成し、熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会を通じて、農林水産大臣へ提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ①熊本県い業協同組合が作成した報告書
 - ②各地区毎に集計された生産状況調査総括表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

八代地域農業協同組合は、前記9により作成提出した書類に加え、以下の書類を、八代地域農業協同組合い業センターに、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 八代地域農業協同組合の組合員である生産者が記入し、八代地域農業協同組合に提出された生産状況調査票
- (2) 「生産者名」、「所属農協名」、「検査年月日」、「等級」、「検査合格枚数」が記載された記録票



生産行程管理業務規程

作成日：令和2年6月20日

更新日：令和3年6月25日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒869-0532) ^{クマモトケンウキシマツバヤマチクダ} 熊本県宇城市松橋町久具 3 0 2 - 2

名称（フリガナ）：^{クマモトウキノウギョウキョウドウクミアイ} 熊本宇城農業協同組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 丸田 博雄

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jauki.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第21類 畳表類

区分に属する農林水産物等：いぐさ畳表

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{ケンサン グサタタミオモテ} くまもと県産い草 畳 表、KUMAMOTO-IGUSA-TATAMI-OMOTE
KUMAMOTO-RUSH-MATS

4 明細書の変更

熊本宇城農業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

熊本県の優良指定品種については、熊本県い業協同組合にて原苗の増殖を行う。

生産者が原苗の更新を行う際は、熊本宇城農業協同組合を通して、熊本県い業協同組合に各品種の原苗の申し込みを行い、熊本県い業協同組合が、それぞれの生産者へ直接苗の配布を行うことで更新する。なお配布の時期は1月の上旬に行う。

熊本宇城農業協同組合が年に1回生産状況調査を実施する。生産状況調査は12月から1月にかけて全ての生産者に生産状況調査票を配布し、次年度のいぐさ生産の実態を調査するものである。

熊本宇城農業協同組合は生産者に対し、調査表に次年度栽培する品種の種類や3年ごとにいぐさの原苗更新がなされているか否か、作付面積・保有機械台数等の調査と共に申告を行わせ、地区毎にその内容をまとめた「生産状況調査総括表」を作成し、それを基に、品種構成の確認や生産者が原苗の更新を行っているか否かを確認する。

（2）栽培・製織の方法の確認

熊本宇城農業協同組合は、(1) で生産状況調査を実施する際に管轄地域内の全生産者を対象に作業場の目視確認と栽培及び製織が適正に行われているか聞き取り調査を行い生産の実態を確認する。

「くまもと県産い草畳表」として出荷を行う際は、熊本県い草協同組合の等級検査を行うことを必須とし、その検査時に正しく栽培方法や製織方法が遵守されていないことが疑われる場合にも臨時に、熊本県い草協同組合の職員が熊本宇城農業協同組合の各担当営農指導員に報告し、熊本宇城農業協同組合は当該生産者が栽培方法・製織方法等を遵守しているか確認するために現地調査を行う。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「くまもと県産い草畳表」は、等級検査機関である熊本県い草協同組合の等級検査を受検する。

熊本県い草協同組合の職員が品種ごとによる等級認定を行うことで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

＊(2)、(3)の確認において熊本宇城農業協同組合は熊本県い草協同組合に下記の管理業務を委託することとする。

- ・等級検査時に栽培方法・製織方法が遵守されていない場合における熊本宇城農業協同組合への報告
- ・等級検査時における出荷規格の遵守確認業務

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

熊本宇城農業協同組合は、品種及び栽培方法や製織の行程（選別作業や製織に使用している経糸等）が正しく行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにも関わらず、これに従わない場合は、熊本宇城農業協同組合は、熊本県い草協同組合へ要請し、当該生産者の出荷物の検査時に地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付することをできないものとする。

(2) 出荷規格について

熊本県い草協同組合は、等級検査の認定を受けていない、いぐさ畳表については地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付さない。熊本宇城農業協同組合の生産者は熊本県い草協同組合により認定を受け、地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付されたもののみに、地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付した状態で出荷を行える。

＊(1)の指導において熊本宇城農業協同組合は、熊本県い草協同組合に以下の管理業務を委託するものとする。

- ・熊本宇城農業協同組合より要請があった生産者の地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」の添付作業の中止

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 最終製品の等級検査を熊本県い業協同組合が行い、等級検査の認定を受けたいぐさ畳表のみに地理的表示である、「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付す。
- (2) 熊本県い業協同組合は、「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付す際に、「生産者名」、「所属農協名」、「検査年月日」、「等級」、「検査合格枚数」が記載された記録票に相違が無いかを確認し、保管管理する。
- (3) 熊本県い業協同組合は、いぐさ畳表の検査状況（(2)に記載の記録票）や地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付した実績についての報告書を作成し、年2回熊本宇城農業協同組合に報告を行う。
- (4) 生産者は、「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付したいぐさ畳表を出荷する場合は、その出荷伝票を5カ年間、保管する。
- (5) 熊本宇城農業協同組合は、生産者が保管している出荷伝票について、その保管状況などを調査することができ、必要に応じて、その提出を求めることができるものとする。

＊ (1)、(2)、(3) の確認において熊本宇城農業協同組合は熊本県い業協同組合に下記の管理業務を委託するものとする。

- ・ 等級検査の認定を受けたいぐさ畳表への地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」の添付・発行作業。
- ・ 地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付す時における「生産者名」、「所属農協名」、「検査年月日」、「等級」、「検査合格枚数」が記載された記録票の保管・管理業務。
- ・ 年2回のいぐさ畳表の検査状況や地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」に関する情報の報告。

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 熊本宇城農業協同組合は、熊本県い業協同組合より7(3)において、報告された内容について確認検査する。熊本宇城農業協同組合は、品種及び栽培方法や製織の行程並びに出荷規格のいずれも満たしていないにも関わらず、地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付した疑いが生じた場合は、熊本県い業協同組合に対して現地調査等を実施し、必要に応じて指導及び改善要求を行う。
- (2) 熊本宇城農業協同組合は、生産者が保管している出荷伝票の内容に品種及び栽培方法や製織の行程並びに出荷規格のいずれも満たしていないにも関わらず、地理的表示である「くまもと県産い草畳表」及び「登録標章」を付した疑いが生じた場合は現地調査等を実施し、必要に応じて指導及び改善要求を行う。

9 実績報告書の作成等

熊本宇城農業協同組合は、7月1日から翌年6月30日までを一年度として、年度終了後1カ月以内に以下の書類を作成し、熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会を通じて、農林水産大臣へ提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ①熊本県い業協同組合が作成した報告書
 - ②各地区毎に集計された生産状況調査総括表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

熊本宇城農業協同組合は、前記9により作成提出した書類に加え、以下の書類を、熊本宇城農業協同組合 果樹特産課（熊本県宇城市松橋町松橋357-1）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 熊本宇城農業協同組合の組合員である生産者が記入し、熊本宇城農業協同組合に提出された生産状況調査票
- (2) 「生産者名」、「所属農協名」、「検査年月日」、「等級」、「検査合格枚数」が記載された記録票

11 連絡先

[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	